

大和市告示第175号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、次のとおり地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があった。

平成29年9月19日

大和市長 大木 哲

介護保険 事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	サービスの種類	廃止年月日
	事業者の所在地	事業所の所在地		
1493000226	株式会社コスモス	デイサービスセン ター楓	認知症対応型通所 介護及び介護予防 認知症対応型通所 介護	平成29年10月1日
	横浜市青葉区榎が丘 26番地32 有限 会社須藤企画内	大和市林間一丁目 3番3号		